



住宅省エネ  
2026キャンペーン



みらいエコ住宅  
2026事業

## 対象建材・設備に関する 登録 及び 運用マニュアル

3

### エコ住宅設備の設置

太陽熱利用システム

節水型トイレ・掃除しやすいトイレ

高断熱浴槽

高効率給湯器

節湯水栓

蓄電池

※蓄電池は一般社団法人環境共創イニシアチブ  
(SII) に登録された製品を補助対象とします。  
本事業では蓄電池の登録は行いません。

エアコン

空気清浄機能・換気機能付きエアコン

第一種換気設備

詳細は後日公表予定

詳細は後日公表予定

－2026年2月20日版－

はじめに	2
事業スキームとメーカー等の役割	3
対象となる建材・設備の基準	4
建材・設備の型番登録	6
証明書の発行	8
注意事項	10
建材・設備ごとの型番登録申請書類及び性能証明書サンプル	12
<b>● 太陽熱利用システム</b>	
・ 提出書類一覧	13
・ 対象製品登録申請様式	14
・ 性能証明書サンプル	18
<b>● 節水型トイレ・掃除しやすいトイレ</b>	
・ 提出書類一覧	21
・ 対象製品登録申請様式	22
・ 性能確認チェックリスト	24
<b>● 高断熱浴槽</b>	
・ 提出書類一覧	27
・ 対象製品登録申請様式	28
・ 性能証明書サンプル	30
<b>● 高効率給湯器</b>	
・ 製品登録について	34
ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	
潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	
潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	
<b>● 節湯水栓</b>	
・ 提出書類一覧	37
・ 対象製品登録申請様式	38
・ 節湯水栓適合確認書	40
・ 節湯水栓適合確認型番一覧表	41
<b>● 蓄電池</b>	
・ 製品登録について	詳細は後日公表予定
<b>● エアコン   空気清浄機能・換気機能付きエアコン</b>	
	詳細は後日公表予定
<b>● 第一種換気設備</b>	
<b>資料</b>	<b>50</b>
● 対象建材・設備の補助額	詳細は後日公表予定
● 登録スケジュール	54

- 本書は、「みらいエコ住宅2026事業」の改修・設置工事において、対象となる建材・設備の登録及び、登録後の運用に関するマニュアルです。
- 「みらいエコ住宅2026事業」の対象となる建材・設備の登録は、製造物責任法（PL法）に規定する「製造業者等」が行うものとします。本書では以下、「製造業者等」を「メーカー等」と記します。
- メーカー等のご担当者は、「みらいエコ住宅2026事業」におけるメーカー等の役割をご理解いただき、建材・設備の登録及び、登録後の運用について、ご協力をお願いいたします。

## 本マニュアルが解説する対象のリフォーム工事と建材・設備の一覧

### ● エコ住宅設備の設置の設備別証明書

改修・設置工事	建材・設備		製品登録	証明書	
エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム		必要	性能証明書	工事写真 (工事前後)
	節水型 トイレ	掃除しやすい機能有	必要	納品書の写し	工事写真 (工事前後)
		上記以外			
	高断熱浴槽		必要	性能証明書	工事写真 (工事前後)
	高効率給湯器		必要※1	納品書(保証書)の写し、 銘板ラベル写真	工事写真 (工事前後)
	節湯水栓		必要	納品書の写し	工事写真 (工事前後)
	蓄電池		必要※2	出荷証明書又は保証書の写し	工事写真 (工事前後)
	エアコン			詳細は後日公表予定	
第一種換気設備			詳細は後日公表予定		

※1 高効率給湯器の登録はみらいエコ住宅2026事業事務局での製品登録は行いません。

「給湯省エネ2026事業」「賃貸集合給湯省エネ2026事業」から登録手続きを行って下さい。

※2 一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている定置用リチウム蓄電池であること。みらいエコ住宅2026事業事務局での製品登録は行いません。

### ● 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設備別証明書

建材・設備	証明書	発行者	宛先	様式
エアコン	納品書*	メーカー等、卸業者、販売店等	工事施工業者（申請者）	自由様式

・証明書は原則、納品書です。納品書の代替として、販売事業者名、購入者の氏名、住所、電話番号等が記載されている保証書であれば証明書として有効です。

※交付申請には、上記のほか工事請負契約書、工事写真等も必要です。

詳細はホームページ又は、今後公表される「交付申請の手引き」等を参照してください。

※工事施工業者（申請者）は、**納品書に記載されている対象製品型番が判別しやすいようにペン等で丸く囲んだうえ、交付申請してください。**

※事務局に登録した型番と、納品書に記載された型番は一致している必要があります。

※本事業における「空気清浄機能・換気機能付き」とは、エアコン本体に機能を有する製品を対象としています。なお、別売品により機能を有する製品は対象外となります。

## 事業スキーム

「みらいエコ住宅2026事業」、「先進的窓リノベ2026事業」、「給湯省エネ2026事業」、「賃貸集合給湯省エネ2026事業」では、事前に事務局に登録された建材・設備が、対象となる住宅のリフォーム工事等に使用されたことを確認して、工事施工業者（申請者）に補助金が交付されます。4事業でワンストップ対応を行います。

## メーカー等の役割

### ● 対象製品（建材・設備）の登録

- ・メーカー等は、対象となりうる建材・設備の型番と性能を事前に事務局へ申請し、審査を受け、登録する必要があります。
- ・登録された建材・設備は、型番と共にホームページに対象製品として公表されます。

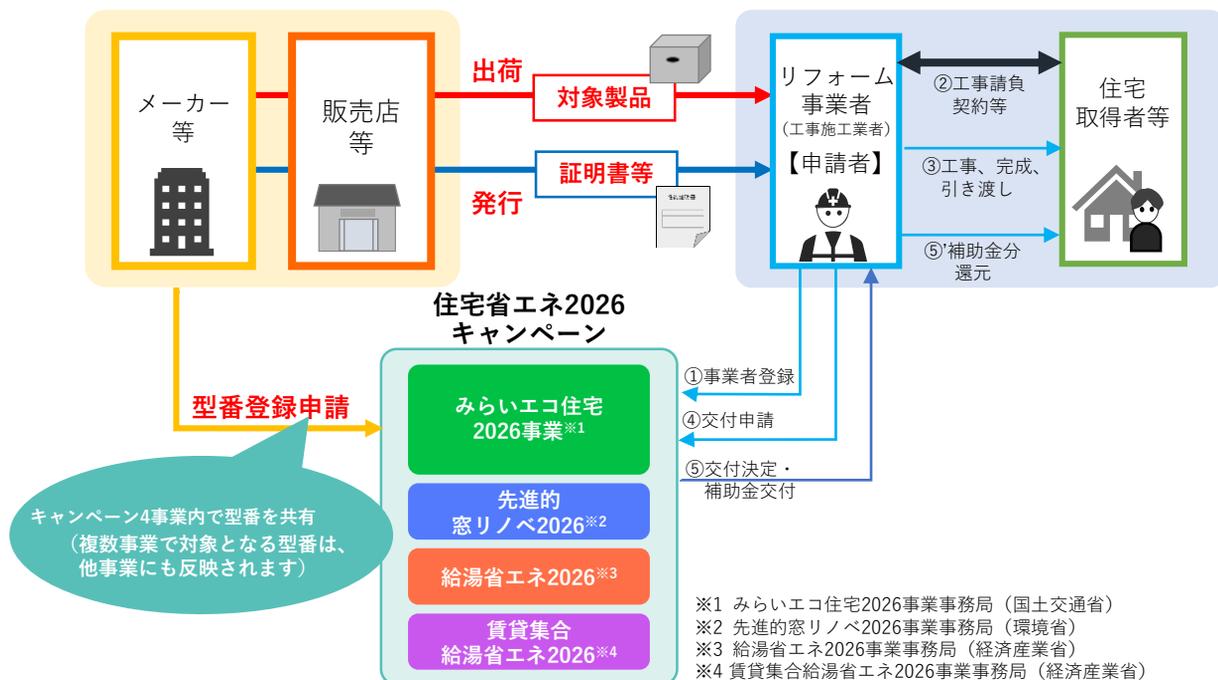
### ● 証明書の発行

- ・メーカー等又は、販売店等は、申請のエビデンスとして必要な証明書等を申請者である工事施工業者に届くようにする必要があります。

### ● 社内・事業者間での情報共有及び周知

- ・メーカー等は、社内関係各所及び自社製品を扱う流通事業者、卸業者、工事施工業者等が、対象となる製品や型番を認識できるように情報を提供すると共に、正しい証明書（製品ごとに指定されている性能証明書、納品書等）の発行手続きや必要性について周知する責任があります。

### ● 事業スキームイメージ



## エコ住宅設備の基準

「みらいエコ住宅2026事業」の対象になるのは、下記の住宅設備を設置する一定規模以上のリフォーム工事です。なお、対象建材・設備は下記の基準を満たしている必要があります。

対象建材・設備		基準
太陽熱利用システム		強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 (蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの以外	JIS A5207:2011 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」又は JIS A5207:2019 又は JISA5207:2022 に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。
	掃除しやすい機能を有するもの	上記の節水に関する基準に加え、(1)～(3)のいずれかを満たすトイレであること。 (1) 総高さ 700mm 以下に低く抑えていること。 (2) 背面にキャビネット(造作されたものを除く。)を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3) 便器ポウル内を除菌※1する機能を備えていること。
高断熱浴槽		JIS A5532:2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯器	ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	JIS C9220:2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0 以上(ただし寒冷地仕様は 2.7 以上)であること。
	潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が 94%以上であること。※2 給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が 94%以上であること。 石油給湯機の直圧式にあって、モード熱効率が81.3%以上であること。 石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705) が 102%以上であること。
節湯水栓		JIS B2061:2023 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
蓄電池		定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和 4 年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
エアコン		詳細は後日公表予定
第一種換気設備		詳細は後日公表予定

※1 第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ポウル表面の加工技術のみによるものは除く。

※2 業務用給湯器についても給湯部熱効率が94%以上であること。

## 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの基準

「みらいエコ住宅2026事業」の対象になるのは、下記の住宅設備を設置する一定規模以上のリフォーム工事です。なお、対象建材・設備は下記の基準を満たしている必要があります。

対象建材・設備	基準
空気清浄機能・ 換気機能付き エアコン	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、又は換気機構を有するエアコン  一 国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等 二 国等の認可等を受けた試験機関等 三 法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等

## 型番登録スケジュール

型番登録は登録スケジュールに則って実施します。スケジュールは巻末の資料ページでご確認ください。

## 型番登録申請から公表までの流れ

- メーカー等は、製品カテゴリごとに、必要書類を揃えて事務局に電子メールで提出してください。
- 登録申請された製品は、審査を経て、ホームページでの公表をもって対象製品となります。審査の結果、対象製品として認められない場合は事務局から連絡します。



## 型番登録申請の方法

- 登録申請に必要な書類は「提出書類一覧」をご確認ください。
- 指定様式は、ホームページからダウンロードしてください。
- 電子メール送信時のルール

添付ファイルが多数となる場合は、フォルダにまとめて送信してください。  
なお、容量が5MBを超える場合は、ストレージサービス等をご利用ください。

メール件名 |

**節湯水栓\_登録\_いろは工業**  
① ②

① = 建材・設備名  
② = 会社名（株式会社、（株）は不要）

添付ファイル・フォルダ名 |

ファイル名例 |

**【節湯水栓】IRH\_20260401\_対象製品登録申請様式**  
① ② ③ ④

フォルダ名例 |

**【節湯水栓】IRH\_20260401\_02.zip**  
① ② ③ ⑤

① = 建材・設備名      ② = メーカーコード  
③ = 送信日の日付8桁      ④ = 書類名  
⑤ = 同日内に複数回送信する場合、何個目かを付記

- メーカーコードについて

登録申請にはメーカーコードが必要です。はじめて登録申請する際はメールにてご連絡ください。

メール件名 |

**高断熱浴槽\_メーカーコード付与申請\_ABC工業**  
① ②

① = 建材・設備名  
② = 会社名（株式会社、（株）は不要）

メール本文 |

- ・会社名      ・担当者名
- ・連絡先      ・メーカーコード付与を希望する旨を明記

- 登録申請書類の送り先

登録申請書類の送り先：[kenzai@mirai-eco2026.jp](mailto:kenzai@mirai-eco2026.jp)

## 対象製品登録申請様式（様式A1）の提出方法について

### ● 初回登録

- ・対象製品登録申請様式のファイル名の冒頭は以下の通りとしてください。

ファイル名 | **新規**【節湯水栓】IRH\_20260401\_対象製品登録申請様式

### ● 2回目以降の登録

- ・対象製品登録申請様式のファイル名の冒頭は以下の通りとしてください。

ファイル名 | **追加**【節湯水栓】IRH\_20260401\_対象製品登録申請様式

## 登録した型番の「修正」と「削除」について



**登録した型番を、修正・削除することで交付申請の補助金額に影響を及ぼす場合があります。型番登録申請の際は、くれぐれも誤登録の無いようご注意ください。**

万一、登録した型番に「修正」や「削除」が必要になった場合は、型番登録の受付期間内に手続きを行ってください。登録スケジュールは巻末をご確認ください。受付期間以外の対応は不可です。

### ● 登録した型番情報の「修正」

#### 「製品型番」の修正は不可です。

万一登録した型番の修正が必要になった場合は、事務局までお問合せください。（kenzai@mirai-eco2026.jp）

製品型番以外の登録情報に修正が必要になった場合は、以下の書類が必要です。

- ・添付書類：**製品情報、性能評価書類等および、修正理由**（理由は書式自由・メール本文に付記も可）
- ・対象製品登録申請様式：**修正する型番情報のみを記載し、修正箇所のセルを黄色に塗り潰し**てください。
- ・対象製品登録申請様式のファイル名の冒頭は以下の通りとしてください。

ファイル名 | **修正**【節湯水栓】IRH\_20260401\_対象製品登録申請様式

### ● 登録した型番の「削除」

- ・添付書類：**削除理由**（書式自由・メール本文に付記も可）
- ・対象製品登録申請様式：**削除する型番情報のみを記載**してください。
- ・対象製品登録申請様式のファイル名の冒頭は以下の通りとしてください。

ファイル名 | **削除**【節湯水栓】IRH\_20260401\_対象製品登録申請様式

「新規/追加」「修正」「削除」する申請様式はそれぞれ別ファイルにしてご提出ください。

## 証明書について

みらいエコ住宅2026事業の対象製品であることを証明する書類（証明書）は、工事施工業者（申請者）が交付申請をする際に必要な書類です。下記の通り、証明書を発行してください。

### ● エコ住宅設備の設備別証明書

建材・設備		証明書	発行者	宛先	様式
太陽熱利用システム		性能証明書	メーカー等	なし	自由様式
節水型 トイレ	掃除しやすい 機能有	納品書の写し	メーカー等、卸業者、 販売店等	工事施工業者 (申請者)	自由様式
	上記以外				自由様式
高断熱浴槽		性能証明書	メーカー等	なし	自由様式
高効率 給湯器	エコジョーズ/ エコフィール	納品書の写し	メーカー等、卸業者、 販売店等	工事施工業者 (申請者)	自由様式
	エコキュート	保証書 <sup>※1</sup> 又は 納品書の写し	メーカー等、卸業者、 販売店等	工事施工業者 (申請者)	自由様式
	ハイブリッド	納品書の写し又は 銘板ラベル写真 <sup>※2</sup>	メーカー等、卸業者、 販売店等 工事施工者（写真撮影）	工事施工業者 (申請者)	自由様式
節湯水栓		納品書の写し	メーカー等、卸業者、 販売店等	工事施工業者 (申請者)	自由様式
蓄電池		出荷証明書又は 証書の写し	メーカー等	工事施工業者 (申請者)	自由様式
エアコン		詳細は後日公表予定			
第一種換気設備		詳細は後日公表予定			

### ● 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの証明書

建材・設備	証明書	発行者	宛先	様式
空気清浄機能・ 換気機能付きエアコン	納品書 <sup>※3</sup>	メーカー等、卸業者、販 売店等	工事施工者 (申請者)	自由様式

※1※2 保証書および銘板ラベル写真は、本事業のホームページより専用台紙をダウンロードして貼付してください。

※3 証明書は原則、納品書です。納品書の代替として、販売事業者名、購入者の氏名、住所、電話番号等が記載されている保証書であれば証明書として有効です。

※交付申請には、上記のほか工事請負契約書、工事写真等も必要です。

詳細はホームページ又は、今後公表される「交付申請の手引き」等を参照してください。

※工事施工業者（申請者）は、**納品書に記載されている対象製品型番が判別しやすいようにペン等で丸く囲んだうえ、交付申請してください。**

※**事務局に登録した型番と、納品書に記載された型番は一致している必要があります。**

※本事業における「空気清浄機能・換気機能付き」とは、エアコン本体に機能を有する製品を対象としています。  
なお、別売品により機能を有する製品は対象外となります。

## ● 納品書の提出方法

書類名が「納品書」以外でも、提出できる書類があります。

1 書類名は、「納品書（控）」「送り状」「出荷証明書」「物品受領書」等の場合でも、「納品書」と同様に提出することができます。

ただし、『発行日、または納品日（出荷日）』、『発行者（納入者）』、『製品型番（品番）』が確認できる必要があります。

また、納品先は工事施工業者又は工事発注者（工事現場）である必要があります。（工事施工業者が施主宛に発行する納品書は交付対象になりません。）

※「仕入伝票」は工事施工業者が発行する書類のため、納品書として受付できません。チェーンストア伝票を利用している場合はご注意ください。

2 提出する際は、納品書上の製品型番（品番）をペン等で丸く囲んでください。

## ● 納品書のサンプル

### 【メーカー納品確認書の場合】

以下のようなメーカーが直接管理し発行する納品書「メーカー納品確認書」は、『発行日』が記載されていない場合でも、そのまま提出することができます。

## ● エコキュート・ハイブリッドの証明書サンプル

### 【エコキュート：保証書】

### 【ハイブリッド：銘板ラベル写真】

## 補助対象要件について

- **本事業の対象になるのは、事務局に型番登録されている建材・設備を、既存住宅のリフォームに使用した工事です。**  
 （型番登録されていない建材・設備、及び人の居住の用に供することを目的とすることが確認できない建物、居室、区画等を行う工事は対象になりません。また、新築も対象になりません。）
- **交付申請をする際に必要な書類（性能証明書等）に記載される製品型番は、事務局に登録された型番と一致している必要があります。**
- **本事業の対象となる建材・設備は新品に限ります。（中古品不可）**

## 問い合わせについて

- 工事施工業者（申請者）や工事発注者等から事務局に、対象製品に関する問い合わせ等があった場合は「問い合わせ窓口シート」（登録申請時の提出書類）に記載された問い合わせ先を案内します。各メーカーにてご対応をお願いいたします。
- **メーカー等からのお問い合わせは、下記宛にメールで送信してください。**  
 ホームページに記載されている電話番号は、工事施工業者（申請者）や工事発注者等のための問い合わせ窓口です。また、国土交通省へのお問い合わせはご遠慮ください。

**kenzai@mirai-eco2026.jp**





みらいエコ住宅  
2026事業

## 建材・設備ごとの型番登録申請書類 及び性能証明書サンプル ①

### 太陽熱利用システム

## 提出書類一覧 | 太陽熱利用システム

## 太陽熱利用システム

● 対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

※HP=ホームページの略

NO.	書類名	様式		ファイル形式	備考
		指定様式	入手方法		
<b>初回登録時のみ提出【必須】</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">会社名・担当者登録内容に変更がある場合は、型番登録期間中に速やかに変更申請を行ってください</span>					
1	担当者連絡先シート	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。
2	問い合わせ窓口シート	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel	※工事施工業者(申請者)や工事発注者等からの問い合わせ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のHPに掲載。 ※問い合わせ窓口を設置しないメーカーは、製品登録不可。
<b>登録時に提出</b>					
3	製品情報 (以下のいずれか1点) A) 製品のカタログ (PDF) B) WEBカタログ (URL) C) 取扱説明書 (PDF)		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が分かりやすいように印等をする事。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。 (補足資料として機器仕様書、外観図も可)
4	【様式A1】 対象製品登録申請様式	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel	※太陽熱利用システムの登録は、集熱器・蓄熱槽・補助熱源等が一体となったセット単位で登録すること。
<b>JIS認証製品の場合</b>					
	JIS認証取得証明 (集熱器・蓄熱槽)		認証機関発行	PDF	※JIS認証の証明書に集熱器・蓄熱槽の製品型番や種類の記号等を記載すること。
<b>JIS認証を取得していない製品の場合</b>					
5	性能評価 (以下のいずれか1点) A) JIS登録認証機関による試験結果 B) 自己適合宣言書		試験機関発行 又は 自社作成	PDF	※Bの場合、JISQ17050-1(JISQ1000)に基づいた内容であり、「A.2 適合宣言書の様式例」を参照し作成すること。 ※Bの場合、仕様分かる図面、資料等を添付すること。
	【様式A2-1】 性能確認チェックリスト (集熱器)	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel	
	【様式A2-2】 性能確認チェックリスト (蓄熱槽)	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel	
<b>自己適合宣言書で性能を評価する場合は以下が必要</b>					
	品質管理規定を証明する書類 (以下のいずれか1点) A) ISO9001の認証の証明書 B) JISQ9001の認証の証明書		認証機関発行 又は 自社作成	PDF	※初回登録時のみ必要。

○WEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。

○エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。

○容量が重いデータ (5MB以上) を送付する際は、ストレージサービス等を利用してください。

## [様式A1] 入力見本

太陽熱利用システム

ホームページより指定様式をダウンロードしてください。赤字箇所が記入いただく項目になります。次頁の「項目説明」を参照のうえ、記入してください。

1	2	3	4	5	6	7
メーカーコード	● 製造・輸入業者名	● 製品名・製品愛称	● 製品型番	● 液体集熱式／空気集熱式の区分 (リスト選択)	集熱器名	● 集熱器面積 (㎡)
×××	◇◇◇	▲▲▲	■ ■ ■	液体集熱式	SCQ220	4.04
×××	△△△	◆◆◆	▼▼▼	空気集熱式	SCQ220	8.0

8	9	10	11	12	13	14	15
蓄熱槽名	● 貯湯タンクの貯湯量 (リットル)	強制循環型	補助熱源の有無 (リスト選択)	補助熱源名	対象製品リスト掲載可能日	製品情報の対外非公表を希望する	備考
ST342D1	200	○	あり		YYYY/MM/DD		
		○		XXXXXXXX		○	特殊事情あり

### ● 記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認のうえ、資料を作成してください。条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。

また、**”●”のある項目情報は、ホームページ上で公表します。**

- 注1) 色が付いている項目(任意項目以外)は、原則すべて入力すること。(該当なしの場合は空白で可。)
- 注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。
- 注3) 入力の起点(●列●行目)を変えず、様式フォーマットの変更(列の削除や追加)は行わないこと。また、行はあけずにつめて入力すること。
- 注4) 環境依存文字(②、Ⅱ、㈱、(有)等)を使用しないこと。関数(計算式)、参照・リンク(他ファイル、他シート)等は行わないこと。JIS製品記号等で環境依存数字が入る場合は、算用数字に置き換えること。
- 注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行を追加すること。

### ● 修正時の注意事項

製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、**修正部分の項目セルに必ず色付け(黄色)**をし、修正部分が分かるようにしたうえで、**修正する型番のみ抜粋**して再提出してください。

## [様式A1] 項目説明

## 太陽熱利用システム

項番	項目名	型	最大文字数	必須任意	備考1：記載方法	備考2：記載の不要な場合	HP公表
1	メーカーコード	半角英数	3	必須	決められた所定のものを入力してください。		
2	製造・輸入業者名	文字	60	必須	登録事業者に製品を供給する製造・輸入事業者名を記載。		●
3	製品名・製品愛称	文字	60	必須	製品名、製品愛称を記入してください。		●
4	製品型番	半角英数 大文字	20	必須	例外的にハイフンは許可、他の型番との重複不可。		●
5	液体集熱式／空気集熱式の区分	文字	60	必須	液体集熱式 / 空気集熱式		●
6	集熱器名	文字	60	必須	登録済み（登録中）の集熱器の名称・型番等。		
7	集熱器面積（㎡）	半角数字	60	必須	数値のみ、単位不要。		●
8	蓄熱槽名	文字	60	必須	登録済み（登録中）の貯湯槽の名称・型番等。	空気集熱式の場合は記載・登録は不要。	
9	貯湯タンクの貯湯量	半角数字	60	必須	数値のみ、単位不要。	空気集熱式の場合は記載・登録は不要。	●
10	強制循環型	文字	60	必須	強制循環型の場合「○」、それ以外の場合は無印。		
11	補助熱源の有無	文字	60	必須	あり / なし	空気集熱式の場合は記載・登録は不要。	
12	補助熱源名	文字	60	任意	高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯器、潜熱回収型石油給湯機）その他の給湯器を明記。	給湯器がある場合は記載。	
13	対象製品リスト掲載可能日	日付	10	任意	YYYY/MM/DD 指定した日付以降に情報公開します。 （指定した日付までは情報公開されません。） ※「対象製品リスト掲載可能日」を記入した場合、「製品情報の対外非公表を希望する」には記入できません。	掲載可能日の指定が不要の場合には記載不要。	
14	製品情報の対外非公表を希望する	文字	固定値	任意	非公表：○、公表可能：ブランク ※ホームページ非公表から公表可能になった場合は、○印を削除して再提出してください。 「○」を入力した場合、情報は無期限に公開されません。 ※「○」を入力するとともに、項番13に日付を入力することはできません。		
15	備考	文字	60	任意			

## [様式A2-1] 性能確認チェックリスト | 入力見本 (集熱器)

太陽熱利用システム

ホームページより指定様式をダウンロードしてください。下記の見本を参照のうえ、赤字箇所を記入してください。

### ● 登録する製品の情報

1	2	3	4	5
メーカーコード	製造・輸入業者名	空気集熱式/液体集熱式	集熱器名	集熱器面積 (㎡)
KA	霞が関工業	液体集熱式	KAS200	2

### ● 性能確認チェックシート

項目番号	試験項目	性能	試験方法	試験結果 (具体的数値を記入)
1	集熱性能	(1)集熱量は日射量が5,814W・h/ (㎡・日)、 $\angle\theta$ が10Kのとき、2,326W・h/ (㎡・日) 以上のこと。 (2)時定数は15分以下であること。	JIS A 4112 8.1 によること	(1) 3.800W-h (㎡・日) (2) 120秒

### ● 性能を証明するもの

	種類	機関名
<input type="checkbox"/>	第三者試験機関等の確認試験結果書	
<input type="checkbox"/>	第三者試験機関等の立会い試験結果書	
<input checked="" type="checkbox"/>	第三者認証機関等の認証書	ベターリビング又はソーラーシステム振興協会
<input type="checkbox"/>	自己適合宣言書	—

### ● 品質管理体制を証明するもの

	種類	機関名
<input checked="" type="checkbox"/>	第三者認証機関等の認証書	ベターリビング又はソーラーシステム振興協会
<input type="checkbox"/>	自己適合宣言書	—

## [様式A2-2] 性能確認チェックリスト | 入力見本 (蓄熱槽)

太陽熱利用システム

ホームページより指定様式をダウンロードしてください。下記の見本を参照のうえ、赤字箇所を記入してください。

### ● 登録する製品の情報

1	2	3	4
メーカーコード	製造・輸入業者名	蓄熱槽名	貯湯量 (リットル)
<b>KA</b>	<b>霞が関工業</b>	<b>KA200</b>	<b>200</b>

### ● 性能確認チェックシート

項目番号	試験項目	性能	試験方法	試験結果 (具体的な数値を記入)
1	保温性能	熱損失係数KA (W/K) は、蓄熱槽容量V (m3)に対し、3.5V+5.81以下のこと。	JIS A 4113 8.2.1によること。	<b>2.49W/K</b>
2	出湯性能	有効出湯効率 ( $\eta \gamma$ ) が80%以上のこと。	JIS A 4113 8.2.2によること。	<b>97%</b>

### ● 性能を証明するもの

	種類	機関名
<input type="checkbox"/>	第三者試験機関等の確認試験結果書	
<input type="checkbox"/>	第三者試験機関等の立会い試験結果書	
<input checked="" type="checkbox"/>	第三者認証機関等の認証書	<b>ベターリビング又はソーラーシステム振興協会</b>
<input type="checkbox"/>	自己適合宣言書	—

### ● 品質管理体制を証明するもの

	種類	機関名
<input checked="" type="checkbox"/>	第三者認証機関等の認証書	<b>ベターリビング又はソーラーシステム振興協会</b>
<input type="checkbox"/>	自己適合宣言書	—

## サンプルと記載内容

## 太陽熱利用システム

対象製品が出荷又は設置された際に、工事施工業者（申請者）に対し、性能証明書を発行してください。性能証明書は、交付申請に必要な書類です。

みらいエコ住宅2026事業		エコ住宅設備の設置
<b>性能証明書</b>		<b>太陽熱利用システム</b>
事業者名（メーカー名）	エコ設備工業株式会社	
書類番号（通し番号）	0001	
製品型番	ABC (123-ZR)	
<small>※事務局登録型番を正確に記載してください</small>		
1	製品名	ソーラーZZシステム
2	製品タイプ	液体集熱式
3	集熱器面積	4.04
4	タンク容量	200リットル
5	補助熱源	あり
■発行日:		2026/**/**

記載内容 | 様式は自由です。下記の必要項目をすべて記載してください。

記載内容		必須	任意
タイトル	みらいエコ住宅2026事業	○	
	性能証明書	○	
	太陽熱利用システム	○	
	発行日		○
必須項目	製品型番	○	
	書類番号（通し番号）	○	
	事業者名（メーカー名）	○	
性能等	製品名	○	
	製品タイプ	○	
	集熱器面積	○	
	タンク容量	○	
	補助熱源	○	





みらいエコ住宅  
2026事業

## 建材・設備ごとの型番登録申請書類 ②

節水型トイレ

掃除しやすいトイレ

## 提出書類一覧 | 節水型トイレ・掃除しやすいトイレ

## 節水型トイレ・掃除しやすいトイレ

● 対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

※HP=ホームページの略

NO.	書類名	様式		ファイル形式	備考
		指定様式	入手方法		
<b>初回登録時のみ提出【必須】</b> <span style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 2px;">会社名・担当者等登録内容に変更がある場合は、型番登録期間中に速やかに変更申請を行ってください</span>					
1	担当者連絡先シート	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。
2	問い合わせ窓口シート	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel	※工事施工業者(申請者)や工事発注者等からの問い合わせ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のHPに掲載。 ※問い合わせ窓口を設置しないメーカーは、製品登録不可。
<b>登録時に提出</b>					
3	製品情報 (以下のいずれか1点) A) 製品のカatalog (PDF) B) WEBカatalog (URL) C) 取扱説明書 (PDF)		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が分かりやすいように印等を行うこと。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。 (補足資料として機器仕様書、外観図、品番構成資料等を用いることも可) ※節水型トイレにおいて、JIS認証又は第三者認証製品の場合は当該書類を省略することも可。
4	【様式A1】 対象製品登録申請様式	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel	
<b>JIS認証製品の場合</b>					
	JIS認証取得証明		認証機関発行	PDF	※JIS認証の証明書に「節水II型」大便器の製品型番や種類の記号等を記載すること。
<b>【節水型トイレ】JIS認証を取得していない製品の場合は以下が必要</b>					
	性能評価 (以下のいずれか1点) A) JIS登録認証機関による第三者認証 B) 自己適合宣言書		試験機関発行 又は 自社作成	PDF	※Bの場合、JISQ17050-1(JISQ1000)に基づいた内容であり、「A.2 適合宣言書の様式例」を参照し作成すること。 ※必要に応じて、試験報告書の提出を求める場合がある。
<b>【節水型トイレ】自己適合宣言書で性能を評価する場合は以下が必要</b>					
5	【様式A2】 性能確認チェックリスト (節水型トイレ)	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel	
	品質管理規定を証明する書類 (以下のいずれか1点) A) JIS審査基準Aと同等の社内品質管理規格が策定されている書類 B) ISO9001の認証の証明書 C) JISQ9001の認証の証明書		認証機関発行 又は 自社作成	PDF	※初回登録時のみ必要。
<b>【掃除しやすいトイレ】除菌性能を評価する場合は以下が必要</b>					
	第三者機関における 除菌性能評価結果報告書		認証機関発行 (第三者機関)	PDF	分かりやすくするために、第三者機関における除菌性能評価結果報告書に自社で補足説明を加えて提出資料とすることも可。
<b>【掃除しやすいトイレ】除菌以外の性能を評価する場合は以下が必要</b>					
	製品性能情報		自社作成	PDF	ローシルエット便器、キャビネット便器、節水型トイレの証明はカatalogや製品資料等で証明することも可。

○WEBカatalogを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。

○エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。

○容量が重いデータ (5MB以上) を送付する際は、ストレージサービス等を利用してください。

[様式A1] 入力見本

節水型トイレ・掃除しやすいトイレ

ホームページより指定様式をダウンロードしてください。赤字箇所が記入いただく項目になります。次頁の「項目説明」を参照のうえ、記入してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9			10
								製品構造① (節水Ⅱ形・Ⅱ形大便器JIS記号)			
メーカーコード	製造・輸入業者名	タイプ	部位	製品名・製品愛称	製品型番(品番)	対象設備(リスト選択)	補助額(自動入力)	JIS A 5207(2011)	JIS A 5207(2014)(2019)(2022)	JIS取得/第三者認証/自己適合宣言(リスト選択)	
TT	TT株式会社	ローシルエット	便器部	一体型便器 除菌機能付	CS900	1	34,500		C810S	JIS取得	
TT	TT株式会社	ローシルエット	便器部	一体型便器 AH	CS989	1	34,500		C810S	JIS取得	
TT	TT株式会社	ローシルエット	機能部	一体型便器 AH	TCF9898	1	34,500			自己適合宣言	
TT	TT株式会社	ローシルエット	セット	一体型便器 AH	CES9898	1	34,500			自己適合宣言	
TT	TT株式会社	キャビネット	便器部	壁掛壁排水大便器	CU530	1	34,500		C810S	JIS取得	
TT	TT株式会社	キャビネット	キャビネット部	キャビネットユニット	KB989	1	34,500			自己適合宣言	
TT	TT株式会社	キャビネット	セット	キャビネット便器	UWF1234	1	34,500			自己適合宣言	
TT	TT株式会社	ハイシルエット	便器部	一体型便器	CS871	2	31,500		C1200S	JIS取得	
TT	TT株式会社	ハイシルエット	機能部	一体型便器	TCF9314	2	31,500			自己適合宣言	
TT	TT株式会社	ハイシルエット	セット	一体型便器	CES9314	2	31,500			自己適合宣言	
TT	TT株式会社	密結便器	便器部	節水大便器	CS230	4	31,500		C1200S	JIS取得	
TT	TT株式会社	密結便器用便座	便座	温水洗浄便座	TCF4713	3	(3,000)				
TT	TT株式会社	ローシルエット	便器部	一体型便器 RH	CS988B	1	34,500				
TT	TT株式会社	ローシルエット	機能部	一体型便器 RH	TCF9878R	1	34,500				
TT	TT株式会社	ローシルエット	セット	一体型便器 RH	CES9878R	1	34,500				

11	12	13	14	15	16	17	18	19
製品構造① (節水Ⅱ形・Ⅱ形大便器JIS記号)	製品構造② (掃除しやすいトイレ) ※節水型トイレ以外の性能評価			類似製品申請	類似する製品型番(品番)	対象製品リスト掲載可能日	製品情報の対外非公表を希望する	備考 (仕様違い説明)
性能評価確認	性能(リスト選択)	第三者認証/自己適合宣言(リスト選択)	性能評価確認					
JIS取得の場合の例 添付JIS認証書****の*/*^~に該当	1	第三者認証	添付第三者認証書****の*/*^~に該当			YYYY/MM/DD		
JIS取得の場合の例 添付JIS認証書****の*/*^~に該当	2	自己適合宣言	添付'18年総合カタログp91参照			YYYY/MM/DD		
添付'18年総合カタログp9参照 ※6.5L以下の便器とセットであることがわかるページ	2	自己適合宣言	添付'18年総合カタログp91参照			YYYY/MM/DD		
添付'18年総合カタログp9参照 ※6.5L以下の便器とセットであることがわかるページ	2	自己適合宣言	添付'18年総合カタログp91参照			YYYY/MM/DD		
JIS取得の場合の例 添付JIS認証書****の*/*^~に該当	3	自己適合宣言	添付'18年総合カタログp91参照			YYYY/MM/DD		
添付'18年総合カタログp9参照 ※6.5L以下の便器とセットであることがわかるページ	3	自己適合宣言	添付'18年総合カタログp91参照			YYYY/MM/DD		
添付'18年総合カタログp9参照 ※6.5L以下の便器とセットであることがわかるページ	3	自己適合宣言	添付'18年総合カタログp91参照			YYYY/MM/DD		
添付JIS認証書****の*/*^~に該当						YYYY/MM/DD		
添付'18年総合カタログp9参照 ※6.5L以下の便器とセットであることがわかるページ						YYYY/MM/DD		
添付'18年総合カタログp9参照 ※6.5L以下の便器とセットであることがわかるページ						YYYY/MM/DD		
添付JIS認証書****の*/*^~に該当						YYYY/MM/DD		
	1	第三者認証	添付第三者認証書****の*/*^~に該当			YYYY/MM/DD		
	2			○	CS989		○	カラー違い
	2			○	TCF9898		○	機能違い
	2			○	CES9898		○	機能違い

## [様式A1] 項目説明

## 節水型トイレ・掃除しやすいトイレ

項番	項目名	型	最大文字数	必須任意	項目説明	HP公表	認事項確	
1	メーカーコード	半角英数	3	必須	決められた所定のものを入力してください。			
2	製造・輸入業者名	文字	60	必須	登録事業者に製品を供給する製造・輸入事業者名を記載。	●		
3	タイプ	文字	固定値	必須	「ローシルエット」「キャビネット」「密結便器」「密結便器用便座」「ハイシルエット」のいずれかを記載。	●		
4	部位	文字	60	必須	「便器部」「機能部」「キャビネット部」「便座」「セット」のいずれかを記載。			
5	製品名・製品愛称	文字	60	必須		●		
6	製品型番（品番）	半角英数 大文字	11	必須	例外的に「-（ハイフン）」「#」は許可、他の型番との重複不可。	●	※証明書も当該品番を出力。	
7	対象設備	半角数字	固定値	必須	下記より該当するものを選択し、数字（コード）を記載。 1=掃除しやすいトイレ 2=節水型トイレ（便座によらず掃除しやすいトイレにならないもの） 3=掃除しやすいトイレ（便座のみ） 4=節水型トイレ （特定の便座との組み合わせで掃除しやすいトイレになるもの）	●		
8	補助額	半角英数	7	必須	項番7（対象設備）の区分に応じて下記記載。 1=34,500 2=31,500 3=(3,000) 4=31,500	●		
9	製品構造① （節水Ⅱ形・Ⅱ形大便器 JIS記号）	JIS A 5207 (2011)/(2014) (2019) (2022)	文字	60	任意	JIS記号を記載（自己適合宣言の場合はblank）		(-)は記入しない
10		JIS取得/ 第三者認証/ 自己適合宣言	文字	60	必須	"JIS取得"、"第三者認証"、"自己適合宣言"を選択。		類似製品申請の場合、記入不要。
11		性能評価確認	文字	60	必須	エビデンスの参照先を記入。		類似製品申請の場合、記入不要。
12	製品構造② （掃除しやすい トイレ）	性能	半角数字	固定値	必須	下記より該当するものを選択し、数字を記載。 1=便器ポウル内を除菌 2=総高さ700mm以下 3=背面にキャビネットを備えタンクを内包		
13		第三者認証/ 自己適合宣言	文字	60	必須	"第三者認証"、"自己適合宣言"を選択。		類似製品申請の場合、記入不要。
14		性能評価確認	文字	60	必須	エビデンスの参照先を記入。		類似製品申請の場合、記入不要。
15	類似製品申請	文字	固定値	任意	類似製品として申請する場合「○」			
16	類似する製品型番（品番）	半角英数 大文字	11	任意	類似製品の品番を記入。			
17	対象製品リスト掲載可能日	日付	10	任意	YYYY/MM/DD形式で記入。		「項番18：で非公表希望」を記入した場合、記入できません。指定した日付までは情報公開されません。	
18	製品情報の対外非公表を希望する	文字	固定値	任意	非公表：○、公表可能：blank		※「項番17：対象製品リスト掲載可能日」を記入した場合、記入できません。ホームページ非公表から公表可能になった場合は、○印を削除して再提出。	
19	備考（仕様違い説明）	文字	60	任意	類似製品申請時は、その仕様違い等を記入。			

### ● 記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認のうえ、資料を作成してください。条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。

また、**“●”のある項目情報は、ホームページ上で公表します。**

注1) 色が付いている項目（任意項目以外）は、原則すべて入力すること。（該当なしの場合は空白で可。）

注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。

注3) 入力の際の起点（●列●行目）を変えず、様式フォーマットの変更（列の削除や追加）は行わないこと。

また、行はあけずにつめて入力すること。

注4) 環境依存文字（②、Ⅱ、(株)、(有)等）を使用しないこと。関数（計算式）、参照・リンク（他ファイル、他シート）等は行わないこと。JIS製品記号等で環境依存数字が入る場合は、算用数字に置き換えること。

注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行を追加すること。

### ● 修正時の注意事項

製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、**修正部分の項目セルに必ず色付け（黄色）**をし、修正部分が分かるようにしたうえで、**修正する型番のみ抜粋**して再提出してください。

## [様式A2] 性能確認チェックリスト | 入力見本

## 節水型トイレ・掃除しやすいトイレ

ホームページより指定様式をダウンロードしてください。下記の見本を参照のうえ、赤字箇所を記入してください。

1	2	3	4	5	6
メーカーコード	製造・輸入業者名	製品名・製品愛称	製品型番 (便器品番)	製品構造① (節水Ⅱ形・Ⅱ形大便器 JIS記号)	検査品 製品型番 (便器品番)
KA	霞が関工業	霞が関シリーズ	▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽	C1200S	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

項目番号	試験項目	試験内容		性能又は品質		確認方法	試験結果記入欄 (○、×又は具体的な数値を記入し、測定については必ず数値を記入。)	
		JIS A 5207 2011	JIS A 5207 2014 2019 2022  ※()は2019で追加された内容	JIS A 5207 2011	JIS A 5207 2014 2019 2022			
	洗浄水量	タンク式の場合は、給水圧力(流動時)が0.2 MPaで、1回の洗浄操作における全排出水量。洗浄弁式の場合は、給水圧力(流動時)が0.2 MPaで、ノンホールタイプの場合、最大瞬間流量100 L/分以下で、かつ、製造業者が指定する水量となるように調整した状態のときの水量。ただし、専用洗浄弁の場合は、給水圧力(流動時)が0.2 MPaで、1回の洗浄操作における全排出水量。	供給便器の排水口部に容器を置き、排水口から出た水を受けてその量を測定するか、又はそれと同等以上の精度のある測定方法によって測定する。また、給水方式の違いによる洗浄水量測定方法は、次による。 なお、いずれの場合も3回測定し、(平均値を算出して、洗浄水量とする。)四捨五入して小数点1位まで確認する。 a) タンク使用の場合 給水圧力(流動時)が0.2 MPaで、製造業者が定める水位に調整した後、1回の洗浄操作を行い、洗浄水量を測定する。 b) 洗浄弁使用の場合 給水圧力(流動時)が0.2 MPaで、ノンホールタイプの洗浄弁によって、大便器を接続した状態とし、最大瞬間流量100 L/分以下で、かつ、製造業者公称水量となるように調整した状態で1回の洗浄操作を行い、洗浄水量を測定する。 c) 専用洗浄弁式便器の場合 給水圧力(流動時)が0.2 MPaで、1回の洗浄操作を行い、洗浄水量を測定する。	6.5L以下	6.5L以下	第三者認証による立会試験 (試験手順書)もしくは、自己適合宣言	第三者認証による立会試験 ○	
1	洗浄試験	<b>試験条件</b> 1) 洗浄用タンク使用の場合 タンク内への給水及び補給水が出ない状態で、有効水量が製造業者の設定した水量となるように調整する。2) 洗浄弁使用の場合 給水圧力(流動時)が0.1 MPa以下で、大便器にノンホールタイプの洗浄弁を接続しない状態で、最大瞬間流量100 L/分以下、かつ、節水Ⅰ形は0.5 L以下、節水Ⅱ形は0.5 L以下で製造業者が指定する水量となるよう洗浄弁を調整し、大便器をセットして試験を行う。ただし、専用洗浄弁の場合は給水圧力(流動時)が0.1 MPa以下で行う。3) 排水芯調整式便器の場合 壁仕上げ面から排水穴位置までの寸法は、洗浄性能が最も低い寸法で行う。なお、最も低い寸法は、可変範囲の最大寸法で、最小寸法で洗浄試験を行い、性能の低い方をいう。 <b>試験操作</b> 1) 和風便器の場合 1.1) 洗浄性能試験1 トラップに満水した後、周縁射水部の下方約30 mmの洗浄面周囲にインキで幅約50 mmの線を帯状に描き、直ちに水を流し、洗浄面にインキの跡が残るかどうかを調べる。インキは、陶器の色によって判別しやすい色のインキを用いる。1.2) 洗浄性能試験2 トラップに満水した後、代用汚物Aを一度に便器内に投入し、直ちに水を流し、代用汚物Aが完全に便器外へ排出されるかどうかを調べる。1.3) 洗浄性能試験3 トラップに満水した後、代用汚物Bを一度に便器内に投入し、直ちに水を流し、便器から排出された代用汚物Bを数え、85個以上排出しているかどうかを調べる。2) 和風便器の場合 2.1) 洗浄性能試験1 周縁射水部の下方約30 mmの洗浄面周囲にインキで幅約50 mmの線を帯状に描き、直ちに水を流し、洗浄面にインキの跡が残るかどうかを調べる。2.2) 洗浄性能試験2 汚物の落ちる所に水をため、その中央に代用汚物Cを置き、直ちに水を流し、代用汚物Cが排水路入口内へ完全に押し流されるかどうかを調べる。2.3) 洗浄性能試験3 汚物の落ちる所に代用汚物Aを一度に投入し、直ちに水を流し、代用汚物Aが完全に便器外へ排出されるかどうかを調べる。	<b>試験条件</b> 1) タンク使用の場合 製造業者が定める水位に調整を行い、止水栓を全閉する。2) 洗浄弁使用の場合 給水圧力(流動時)が0.1 MPa以下で、洗浄弁を大便器に接続した状態とし、最大瞬間流量100 L/分以下、かつ、製造業者公称水量となるように調整する。3) 専用洗浄弁式便器の場合 給水圧力(流動時)が0.1 MPa以下で、器具が制御を行う瞬間流量及び水量で試験を実施する。 <b>試験操作</b> トラップを満水にした後、周縁射水部の下方約30 mmの洗浄面周囲にインキで幅約50 mmの線を帯状に描き、タンク式又は専用洗浄弁式で、大洗浄がある場合は小洗浄で、それ以外の場合は大洗浄で、直ちに水を流し、洗浄面にインキの跡が残るかを調べる。なお、インキは、陶器の色によって判別しやすい色のインキを用いる。	a) 洗浄面にインキの跡が残っていない。b) 洋風便器においては、代用汚物が完全に便器外へ排出され、かつ、代用汚物Bが85個以上便器外へ排出されなければならない。c) 和風便器においては、代用汚物Cが排水路入口内へ完全に押し流され、かつ、代用汚物Aが完全に便器外へ排出されなければならない。	洗浄面にインキの跡が残ってはいない。	第三者認証による立会試験	第三者認証による立会試験 ○	
2	排出試験	幼児用を除く大便器(タンク密結を含む。)は直径44 mm以上、幼児用の大便器は直径38 mm以上の変形のない排水路径に、幼児用の大便器は排水路径に、排水路径に通過させ、便器外へ排出されるかどうかを調べる。 <b>試験条件</b> 1) タンク使用の場合 試験操作(2) 3) の場合は、製造業者が定める水位に調整を行い、止水栓を全閉にする。試験操作(4) の場合は、給水を接続し給水圧力(流動時)が0.1 MPaで、製造業者が定める水位に調整を行う。2) 洗浄弁使用の場合 給水圧力(流動時)が0.1 MPa以下で、洗浄弁を大便器に接続した状態とし、最大瞬間流量100 L/分以下、かつ、製造業者公称水量となるように調整する。3) 専用洗浄弁式便器の場合 給水圧力(流動時)が0.1 MPa以下で、瞬間流量及び水量の調整は不要とする。4) 排水芯調整式便器の場合 壁仕上げ面から排水穴位置までの寸法は、洗浄性能が最も低い寸法1)で行う。 注) 最も低い寸法とは、可変範囲の最大寸法及び最小寸法で排出試験を行い、性能の低い方をいう。	JIS P 4501に規定するトイレペーパー(1枚重ね)又はそれと同等のトイレペーパー。 <b>代用汚物</b> 1) 代用汚物A 長さ約760 mmに切った試験用紙を、直径が約50 mm~75 mmの球状に纏め、丸めたものを7個使用する。又はそれと同等以上の条件のものを代用汚物Aとして用いてもよい。 2) 代用汚物B 直径が約19 mm、比重0.85~0.95の樹脂の球100個を使用する。又はそれと同等以上の条件のものを代用汚物Bとして用いてもよい。 3) 代用汚物C 長さ約760 mmに切った試験用紙を、直径が約50 mm~75 mmの球状に纏め、丸めたものを8個使用する。又はそれと同等以上の条件のものを代用汚物Cとして用いてもよい。 <b>試験操作</b> 1) タンク使用の場合 試験操作(2) 3) の場合は、製造業者が定める水位に調整を行い、止水栓を全閉にする。試験操作(4) の場合は、給水を接続し給水圧力(流動時)が0.1 MPaで、製造業者が定める水位に調整を行う。2) 洗浄弁使用の場合 給水圧力(流動時)が0.1 MPa以下で、洗浄弁を大便器に接続した状態とし、最大瞬間流量100 L/分以下、かつ、製造業者公称水量となるように調整する。3) 専用洗浄弁式便器の場合 給水圧力(流動時)が0.1 MPa以下で、瞬間流量及び水量の調整は不要とする。4) 排水芯調整式便器の場合 壁仕上げ面から排水穴位置までの寸法は、洗浄性能が最も低い寸法1)で行う。 注) 最も低い寸法とは、可変範囲の最大寸法及び最小寸法で排出試験を行い、性能の低い方をいう。	排水路は、球が完全に通過しなければならない。	a) ボールパス性能 大便器の排水路は、球が完全に通過しなければならない。 b) 大洗浄排出性能 大便器は、代用汚物Aが完全に便器外へ排出され、かつ、代用汚物Bが85個以上便器外へ排出されなければならない。 c) 小洗浄排出性能 タンク式及び専用洗浄弁式大便器は、代用汚物Cが完全に便器外へ排出されなければならない。 d) 小洗浄りゅう(溜)水入れ替わり性能 タンク式及び専用洗浄弁式大便器は、りゅうすい(溜)水の入れ替わり率が95%以上でなければならない。	排水路は、球が完全に通過しなければならない。	第三者認証による立会試験	第三者認証による立会試験 ○

		<p><b>試験操作</b></p> <p>1) ホールパス性能試験 幼児用を除く大便器は直径44 mm以上、幼児用の大便器は直径38 mm以上の実形のない球を排水路に投入し、トランプ内を通過させ、便器外に排出されるか調べる。</p> <p>2) 大洗浄排出性能試験 トランプを満水にした後、代用汚物Aを一度に便器内に投入し、直ちに大洗浄を行い、代用汚物Aが完全に便器外へ排出されるか調べる。次に、トランプを満水にした後、代用汚物Bを一度に便器内に投入し、直ちに大洗浄を行い、便器から排出された代用汚物Bの数を調べる。</p> <p>3) 小洗浄排出性能試験 小洗浄付の場合、トランプを満水にした後、代用汚物Cを一度に便器内に投入し、直ちに小洗浄を行い、代用汚物Cが完全に便器外へ排出されるか調べる。</p> <p>4) 小洗浄りゅう(溜)水入れ替わり性能試験 小洗浄付の場合、5%濃度(質量分率)塩化ナトリウム溶液2でトランプを満水にし、直ちに小洗浄を行い、タンクへの給水が完了するなど洗浄動作が完了してからりゅう(溜)水をかくはん(攪拌)し、りゅう(溜)水面中央の濃度を測定し、次の式に入れ替わり率を計算する。</p> $Q = \frac{Z_1 - Z_2}{Z_1} \times 100$ <p>ここに、  <math>Q</math>: 入替わり率 (%) -  <math>Z_1</math>: 洗浄前濃度 (‰) -  <math>Z_2</math>: 洗浄後濃度 (‰) -</p> <p>注2) 5%濃度(質量分率)塩化ナトリウム溶液は、水道水に相当する品質の水を使用し、JIS K 8150に規定する塩化ナトリウムを用いて調整した後に濃度を測定し、換算される塩化ナトリウム濃度が規定の濃度であることを確認する。</p>				
3	水封性能	<p><b>試験操作</b></p> <p>1) 繰返し耐久試験 機械式排出機構便器の場合、大便器のトランプ単体又は製品のいずれかを選択し、トランプを20万回動作させた後、排水トランプの深さ及び動作状況を確認する。</p> <p>2) 耐劣化試験 機械式排出機構便器の場合、ゴム試験部を用いて、環境(空気)温度100℃の劣化促進試験を500時間行う。その後、排出機構に取り付け、動作状況を確認する。</p> <p>なお、ゴム試験部とは、トランプを構成するゴムの可動部をいう。</p> <p>3) 耐酸性試験 機械式排出機構便器の場合、JIS K 8180に規定する塩酸を用いて調整した濃度10%(質量分率)の塩酸溶液20 mlをトランプりゅう(溜)水量と同等分の水量で希釈を行う。次に、トランプのゴム試験部を希釈液で満水にして、500時間経過後に動作状況を確認する。又はその希釈液中にゴム試験片を浸せき(漬)させ、500時間経過後に試験片の基準長さの変化を調べる。</p> <p>なお、ゴム試験片とは、ゴム試験部と同じ材質で、JIS K 6251の0.1(ダンベル状試験片)で規定するダンベル状3号形試験片をいう。</p>	<p>図1のトランプ封水深は、50 mm以上でなければならない。</p>	<p>大便器の水封性能は、トランプを満水にした状態で、排水トランプの深さが50 mm以上でなければならない。また、機械式排出機構便器の場合は、次の項目も満たさなければならない。</p> <p>a) 繰返し耐久試験を行ったとき、排水トランプの深さが50 mm以上でなければならない。また、初期動作と同じ動作を行わなければならない。</p> <p>b) 耐劣化試験を行ったとき、初期動作と同じ動作を行わなければならない。</p> <p>c) 耐酸性試験を行ったとき、ゴム試験片を用いた場合は、ダンベル状試験片の基準長さの変化が30%以下でなければならない。ゴム試験部を用いた場合は、初期動作と同じ動作を行わなければならない。</p> <p>d) 耐アルカリ性試験を行ったとき、ゴム試験片を用いた場合は、ダンベル状試験片の基準長さの変化が30%以下でなければならない。ゴム試験部を用いた場合は、初期動作と同じ動作を行わなければならない。</p> <p>e) 緊急時の対応性 停電発生時、可動トランプが常に規定の位置に戻る機構を備えなければならない。</p>	第三者認証による立会試験	53mm
4	耐漏水試験	<p>便器を水平にし、トランプに満水し、10時間以上放置して水面の底下によって漏水の有無を調べるか、又はそれと同等以上の精度のある試験方法によって漏水の有無を調べる。</p>	<p>漏水があってはならない。</p>	<p>漏水があってはならない。</p>	第三者認証による立会試験	○
5	耐漏気試験	<p>便器を水平にし、トランプに満水し、排水穴を閉じて排水路内に最低245 Paの空気圧を与え、漏気の有無を調べるか、又はそれと同等以上の精度のある試験方法によって漏気の有無を調べる。</p>	<p>漏気があってはならない。</p>	<p>漏気があってはならない。ただし、試験箇所が目視できる構造で、目視によって漏気性能の確認を行ったとき、漏気が発生する切れなどがあってはならない。</p>	第三者認証による立会試験	○

\* 必要な場合自社データを提供いただく場合があります。

(注1) 性能又は品質項目の図1はJISA5207における図6を参照。

(注2) 代用汚物A 長さ約760 mmに切った試験用紙を直径が約50 mm~75 mmの球状に緩く丸めたものを7個使用する、又はそれと同等以上のものを代用汚物Aとして用いてもよい。

(注2) 代用汚物B 直径が約19 mm、比重0.85~0.95の樹脂の球100個を使用する、又はそれと同等以上のものを代用汚物Bとして用いてもよい。

(注2) 代用汚物C JISA5207:2011 大きさが約90 mm×90 mm又は直径が約100 mmのいずれも厚さが約30 mmのスポンジに十分吸水させたもの(その質量は、約200 gとする。)を使用する、又はそれと同等以上のものを代用汚物Cとして用いてもよい。

JISA5207:2014 長さ約760mmに切った試験用紙を、直径が約50mm~75mmの球状に緩く丸めたものを3個使用する、又はそれと同等以上の条件のものを代用汚物Cとして用いてもよい。



みらいエコ住宅  
2026事業

## 建材・設備ごとの型番登録申請書類 及び性能証明書サンプル ③

高断熱浴槽

## 提出書類一覧 | 高断熱浴槽

## 高断熱浴槽

● 対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

※HP=ホームページの略

NO.	書類名	様式		ファイル形式	備考
		指定様式	入手方法		
<b>初回登録時のみ提出【必須】</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">会社名・担当者等登録内容に変更がある場合は、型番登録期間中に速やかに変更申請を行ってください</span>					
1	担当者連絡先シート	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。
2	問い合わせ窓口シート	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel	※工事施工業者(申請者)や工事発注者等からの問い合わせ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のHPに掲載。 ※問い合わせ窓口を設置しないメーカーは、製品登録不可。
<b>登録時に提出</b>					
3	製品情報 (以下のいずれか1点) A) 製品のカタログ (PDF) B) WEBカタログ (URL) C) 取扱説明書 (PDF)		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が分かりやすいように印等をする。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。 (補足資料として機器仕様書、外観図、品番構成資料等を用いることも可)
	4	【様式A1】 対象製品登録申請様式	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel
<b>JIS認証製品の場合</b>					
	JIS認証取得証明		認証機関発行	PDF	※JIS認証の証明書に「高断熱浴槽」の製品型番や種類の記号等を記載すること。
<b>JIS認証を取得していない製品の場合</b>					
5	性能評価 (以下のいずれか1点) A) JIS登録認証機関による試験結果 B) 自己適合宣言書		試験機関発行 又は 自社作成	PDF	※Bの場合、JISQ17050-1(JISQ1000)に基づいた内容であり、「A.2 適合宣言書の様式例」を参照し作成すること。 ※必要に応じて、試験報告書の提出を求める場合がある。
	登録型番の グループ化のルール資料		試験機関発行 又は 自社作成	PDF	※立会い試験を行った登録型番の試験結果をもとに他の登録型番を登録する場合には、同等以上の性能であることを証明する書類。
	<b>自己適合宣言書で性能を評価する場合は以下が必要</b>				
	品質管理規定を証明する書類 (以下のいずれか1点) A) JIS審査基準Aと同等の社内品質管理規格が策定されている書類 B) ISO9001の認証の証明書 C) JISQ9001の認証の証明書		認証機関発行 又は 自社作成	PDF	※初回登録時のみ必要。

○WEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。

○エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。

○容量が重いデータ (5MB以上) を送付する際は、ストレージサービス等を利用してください。

## [様式A1] 入力見本

高断熱浴槽

ホームページより指定様式をダウンロードしてください。赤字箇所が記入いただく項目になります。次頁の「項目説明」を参照のうえ、記入してください。

1	2	3	4	5	6	7
メーカーコード	● 製造・輸入業者名	● 製品名・製品愛称	● 製品型番	浴槽タイプ (リスト選択)	断熱構造	断熱材質
KA	霞ヶ関工業	霞ヶ関シリーズ	KA1600	据置形	ユニット・ハーフ、断熱材はりつけ	発泡ウレタン
KA	霞ヶ関工業	ABCシリーズ	KA1600W	浴室ユニット形	ユニット・ハーフ、真空構造	発泡ウレタン
KA	霞ヶ関工業	ABCシリーズ	KA1601W	浴室ユニット形	ユニット・ハーフ、真空構造	発泡ウレタン

8	9	10	11	12	13	14
浴槽サイズ	浴槽容量	浴槽本体の材質	対象製品リスト掲載可能日	製品情報の対外非公表を希望する	JIS取得/立会い検査/自社検査/他の製品と同等以上 (リスト選択)	備考
1600×800	335	熱硬化性プラスチック	YYYY/MM/DD		立会い検査	
1600×1000	280	熱硬化性プラスチック		○	同等以上	特殊事情あり
1600×1000	260	熱硬化性プラスチック		○	自社検査	

### ● 記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認のうえ、資料を作成してください。条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。

また、**“●”のある項目情報は、ホームページ上で公表します。**

- 注1) 色が付いている項目（任意項目以外）は、原則すべて入力すること。（該当なしの場合は空白で可。）
- 注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。
- 注3) 入力の起点（●列●行目）を変えず、様式フォーマットの変更（列の削除や追加）は行わないこと。  
また、行はあけずにつめて入力すること。
- 注4) 環境依存文字（②、Ⅱ、(株)、(有)等）を使用しないこと。関数（計算式）、参照・リンク（他ファイル、他シート）等は行わないこと。JIS製品記号等で環境依存数字が入る場合は、算用数字に置き換えること。
- 注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行を追加すること。

### ● 修正時の注意事項

製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、**修正部分の項目セルに必ず色付け（黄色）**をし、修正部分が分かるようにしたうえで、**修正する型番のみ抜粋**して再提出してください。

## [様式A1] 項目説明

## 高断熱浴槽

項番	項目名	型	最大文字数	必須任意	項目説明	HP公表
1	メーカーコード	半角英数	3	必須	※決められた所定のものを入力してください。	
2	製造・輸入業者名	文字	60	必須		●
3	製品名・製品愛称	文字	60	必須		●
4	製品型番	半角英数 大文字	20	必須	例外的にハイフンは許可、他の型番との重複不可。	●
5	浴槽タイプ	文字	60	必須	据置き形／埋込み形／浴室ユニット形 のいずれかを記載。	
6	断熱構造	文字	60	任意	ユニット・ハーフ、ユニット・パン、真空、断熱材シート等。	
7	断熱材質	文字	60	任意	発泡ウレタン、ポリエチレンシート等。	
8	浴槽サイズ（ミリ表示）	半角数字 文字	20	任意	単位不要、×は文字。	
9	容量	半角数字	20	任意	満水時容量（L）、数値のみ、単位不要。	
10	浴槽本体の材質	文字	60	任意	鋳物ほうろう、ステンレス鋼板、熱硬化性プラスチック等。	
11	対象製品リスト掲載可能日	日付	10	任意	YYYY/MM/DD 指定した日付以降に情報公開します。 (指定した日付までは情報公開されません。)	
12	製品情報の対外非公表を希望する	文字	固定値	任意	非公表：○、公表可能：ブランク ※ホームページ非公表から公表可能になった場合は、 ○印を削除して再提出してください。「○」を入力した場合、 情報は無期限に公開されません。 ※「○」を入力するとともに、項番11に日付を入力することはできません。	
13	JIS取得/立会い検査/自社検査/ 他の製品と同等以上	文字	60	必須	※高断熱浴槽JIS A 5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有するものとし、JIS A1718に規定する浴槽の高断熱試験において湯温降下は、4時間で2.5°C以内の保温性能を有する。 ・JISを取得している場合は「JIS取得」 ・第3者立会い検査を行っている場合は「立会い検査」、 ・自社検査は「自社検査」 ・JIS取得製品と同一の構造で断熱性能が同等以上の製品、JIS取得製品又は第三者立会い検査製品とのグループ化の妥当性が証明できる場合は「他の製品と同等以上」と記載。 第三者認証の証明書、または自己適合宣言書を提出すること。	
14	備考	文字	60	任意		

## サンプルと記載内容

## 高断熱浴槽

対象製品が出荷又は設置された際に、工事施工業者（申請者）に対し、性能証明書を発行してください。性能証明書は、交付申請に必要な書類です。

みらいエコ住宅2026事業	
<b>性能証明書</b>	エコ住宅設備の設置
	高断熱浴槽
事業者名（メーカー名）	エコ設備工業株式会社
書類番号 (通し番号、製造番号等)	0001
製品型番	ABC (123-ZR)
<small>※事務局登録型番を正確に記載してください</small>	
1	製品名 ABCシリーズ
2	浴槽タイプ 浴室ユニット形
3	浴槽サイズ 1600×1000
備考	
■発行日: 2026/**/**	

記載内容 | 様式は自由です。下記の必要項目をすべて記載してください。

	記載内容	必須	任意
タイトル	みらいエコ住宅2026事業	○	
	性能証明書	○	
	高断熱浴槽	○	
	発行日		○
必須項目	製品型番	○	
	書類番号（通し番号）	○	
	事業者名（メーカー名）	○	
性能等	製品名	○	
	浴槽タイプ	○	
	浴槽サイズ		○





みらいエコ住宅  
2026事業

## 建材・設備ごとの型番登録申請書類 ④

### 高効率給湯器

- ヒートポンプ給湯機（エコキュート）
- 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機  
（ハイブリッド給湯機）
- 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）
- 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）



## 高効率給湯器の型番登録について

- 「みらいエコ住宅2026事業」の高効率給湯器に関する給湯設備の型番登録申請は、すべて「給湯省エネ2026事業」事務局及び「賃貸集合給湯省エネ2026事業」事務局で受け付けます。登録申請書類の送り先にご注意ください。

### 高効率給湯器の製品登録先

- ・ヒートポンプ給湯機（エコキュート）
- ・電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）



<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/download/>

- ・潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）
- ・潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）



<https://chintai-shoene2026.meti.go.jp/download/>

- 「みらいエコ住宅2026事業」のみ対象の給湯設備（型番）も「給湯省エネ2026事業」事務局で型番登録申請を受け付けます。





みらいエコ住宅  
2026事業

## 建材・設備ごとの型番登録申請書類 ⑤

### 節湯水栓

節湯水栓の対象となる浴室シャワー水栓のシャワーは、手に持って使用できるハンドシャワーを対象としています。  
手に持って使用できない固定シャワー（オーバーヘッドシャワーなど）は対象ではなく、固定シャワーとハンドシャワーとの組み合わせも対象になりません。

## 提出書類一覧 | 節湯水栓

## 節湯水栓

● 対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

※HP=ホームページの略

NO.	書類名	様式		ファイル形式	備考
		指定様式	入手方法		
<b>初回登録時のみ提出【必須】</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">会社名・担当者等登録内容に変更がある場合は、型番登録期間中に速やかに変更申請を行ってください</span>					
1	担当者連絡先シート	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。
2	問い合わせ窓口シート	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel	※工事施工業者(申請者)や工事発注者等からの問い合わせ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のHPに掲載。 ※問い合わせ窓口を設置しないメーカーは、製品登録不可。
<b>登録時に提出</b>					
3	製品情報 (以下のいずれか1点) A) 製品のカタログ (PDF) B) WEBカタログ (URL) C) 取扱説明書 (PDF)		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が分かりやすいように印等をすること。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。 (補足資料として機器仕様書、外観図、品番構成資料等を用いることも可)
4	【様式A1】 対象製品登録申請様式	事務局指定様式	HPよりダウンロード	Excel	
5	次のいずれかの書類 ● <u>ISO9001 登録工場であることが証明できる書類。</u> ● <u>JIS 認証取得工場であることが証明でき、認証製品及び種類を確認できる書類。</u> ● <u>第三者生産品質審査機関で審査を実施したことが証明できる書類。</u> ● <u>生産品質の管理体制についてJIS Q9001への自己適合宣言を実施したことが証明できる書類。</u> ※1		自社作成	PDF	※1 JIS Q 17050-1 (ISO/IEC17050-1) に基づく当該規格等への適合宣言を指す。
6	節湯水栓の適合を確認した企業において次の書類 ◆ 共通に必要な書類 【様式B1】「 <u>節湯水栓適合確認書</u> 」及び【様式B2】「 <u>適合確認型番一覧表</u> 」 ◆ 節湯B1の登録に必要な書類 <b>吐水力性能が基準に適合していることを証明できる次のいずれかの書類</b> ・ 自己適合宣言の場合 → 型式が記載された自己適合宣言書 ・ 第三者機関で認証された場合 → 型式が記載された性能証明書  ただし、JIS製品で節湯形に該当する場合は「認証製品及び種類を確認できるJIS 認証書」及び「型式及び吐水力が記載されている書類」も可とする。  注：水栓を購入している事業者は水栓メーカーが提出する節湯水栓適合確認書で代用できるものとする。	事務局指定様式	HPよりダウンロード	PDF ※2	節湯A1、C1は、必要に応じて図面の提出を求められる場合がある。 ※2 【様式B2】「 <u>適合確認型番一覧表</u> 」は、PDF及び、Excelも必要

○WEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。

○エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。

○容量が重いデータ (5MB以上) を送付する際は、ストレージサービス等を利用してください。

## [様式A1] 入力見本

節湯水栓

ホームページより指定様式をダウンロードしてください。赤字箇所が記入いただく項目になります。次頁の「項目説明」を参照のうえ、記入してください。

1	2	3	4			5	6
メーカーコード	登録事業者名	製造・輸入事業者名	製品種別名			製品型番	適合確認型番
			サーモスタット湯水混合水栓	シングル湯水混合水栓	ミキシング湯水混合水栓		
××	○○水栓	○○水栓	●			▲▲▲	■ ■ ■ ■ ■

7	8	9	10	11	12
設置場所 (リスト選択)	節湯水栓種類 (リスト選択)	対象製品 リスト 掲載可能日	製品情報の対外非 公表を希望する	節湯水栓確認方法 (リスト選択)	備考
台所水栓	節湯A1	YYYY/MM/DD		節湯水栓適合確認書	

### ● 記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認のうえ、資料を作成してください。条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。  
また、**先頭に"●"のある項目情報は、ホームページ上で公表します。**

- 注1) 色が付いている項目(任意項目以外)は、原則すべて入力すること。(該当なしの場合は空白で可。)
- 注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。
- 注3) 入力の起点(●列●行目)を変えず、様式フォーマットの変更(列の削除や追加)は行わないこと。  
また、行はあけずにつめて入力すること。
- 注4) 環境依存文字(②、Ⅱ、(株)、(有)等)を使用しないこと。関数(計算式)、参照・リンク(他ファイル、他シート)等を行わないこと。  
JIS製品記号等で環境依存数字が入る場合は、算用数字に置き換えること。
- 注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行を追加すること。

### ● 修正時の注意事項

製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、**修正部分の項目セルに必ず色付け(黄色)**をし、修正部分が分かるようにしたうえで、**修正する型番のみ抜粋**して再提出してください。

## [様式A1] 項目説明

## 節湯水栓

項番	項目名	型	最大文字数	必須任意	項目説明	HP公表
1	メーカーコード	半角英数	最大3文字	必須	※決められた所定のものを入力してください。	
2	登録事業者名	文字	最大60文字	必須	登録製品を販売する事業者名を記載。	●
3	製造・輸入事業者名	文字	最大60文字	必須	登録製品の製造事業者または輸入事業者を記載。 (登録事業者と同じであれば同じ内容を記載)	
4	製品種別名	文字	固定値	必須	「サーモスタット湯水混合水栓」または、「シングル湯水混合水栓」または、「ミキシング湯水混合水栓」のいずれかの欄に●を記載。	●
5	製品型番	半角英数	最大22文字	必須	節湯水栓が特定できる型番(品番)であって納品書に記載される型番を記入してください。(水栓型番または、システムキッチン型番または、みらいエコ住宅2026事業型番などを記入)	●
6	適合確認型番	半角英数	最大22文字	必須	節湯水栓の適合が確認できる水栓型番(品番)またはみらいエコ住宅2026事業型番を記入してください。	
7	設置場所	文字	固定値	必須	節湯水栓の用途を次の3つのうちから1つ選択してください。 「台所水栓」 「洗面水栓」 「浴室シャワー水栓」 ※節湯水栓の対象となる浴室シャワー水栓のシャワーは、手に持って使用できるハンドシャワーを対象としています。 手に持って使用できない固定シャワー(オーバーヘッドシャワーなど)は対象外。固定シャワーとハンドシャワーとの組み合わせも対象外。	●
8	節湯水栓種類	文字	固定値	必須	次の5つの節湯水栓の種類から1つを選択してください。 「節湯A1」、「節湯B1」、「節湯C1」、 「節湯A1B1」、「節湯A1C1」 注：節湯A1B1、節湯A1C1など2つの節湯種類を持つ製品は、A1またはB1またはC1のいずれかの登録でもよい。	●
9	対象製品リスト掲載可能日	半角英数	最大10文字	任意	次の要領で日付を登録してください。YYYY/MM/DD 指定した日付以降に情報公開します。 (指定した日付までは情報公開されません。)	
10	製品情報の対外非公表を希望する	文字	固定値	任意	非公表：○、公表可能：ブランク ※ホームページ非公表から公表可能になった場合は、○印を削除して再提出してください。 「○」を入力した場合、情報は無期限に公開されません。 ※「○」を入力するとともに、項番9に日付を入力することはできません。	
11	節湯水栓確認方法	半角英数	固定値	必須	節湯水栓であることを証明する方法を次の2つのうちから選択してください。 節湯水栓適合確認書 / 節湯水栓適合確認書と性能証明書 注：節湯B1の場合は節湯水栓適合確認書と性能証明書の両方が必要です。	●
12	備考	文字	最大60文字	任意		

ホームページより指定様式をダウンロードし、下記の見本を参照のうえ、赤字箇所を記入してください。

発行日：2026年〇月〇日  
〇〇株式会社

### 節湯水栓適合確認書

別紙に記載した適合確認型番の製品がみらいエコ住宅2026事業のエコ住宅設備の設置（節湯水栓）の基準に適合することを確認しました。

製品を製造する工場の名称 及び 所在地	・〇 〇 株式会社 〇 〇 工場 〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇 ・〇 〇 株式会社 〇 〇 工場 〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇		
適合確認型番	別紙に記載		
適合する基準項目	JIS B 2061:2023に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有する水栓		
適合する水栓節湯種類	JIS B 2061:2023 の 3.26 に規定する“節湯形”に規定する水栓であって次の形式のもの		
	JIS B 2061:2023 の 3.27 に規定する“手元止水形, A1”	JIS B 2061:2023 の 3.28 に規定する“小流量吐水形, B1”	JIS B 2061:2023 の 3.29 に規定する“水優先吐水形, C1”
適合評価方法	吐水切替機能、流量および温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサー等のスイッチで吐水及び止水操作ができる機構を有する湯水混合水栓であることを確認する。	JIS B 2061の5.16に規定する“小流量吐水形, B1の性能”または国立研究開発法人建築研究所のウェブサイト「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）」の「第七章 第一節 付録 小流量吐水機構を有する水栓の適合条件」を満たすことを確認する。	吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の正面に位置するときには湯が吐出されない構造を有するもの又は吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右側面に位置する場合は、温度調節を行う回転軸が水平で、かつレバーハンドルが水平から上方45°に位置する時に湯が吐出されない構造を有するもの、又は湯水の吐水止水操作部と独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた湯水混合水栓をいい、水栓又は取扱説明書等に水栓の正面位置が判断できる表示がされているものであることを確認する。
製品の品質確認実施事業所	〇 〇 株式会社 〇 〇 事業部		
公的認可状況	ISO9001	〇 〇 株式会社 〇 〇 事業部	
	JIS B 2061	〇 〇 株式会社 〇 〇 事業部	





みらいエコ住宅  
2026事業

## 建材・設備ごとの型番登録申請書類 ⑥

### 蓄電池

※蓄電池は一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録された製品を補助対象とします。  
本事業では蓄電池の登録は行いません。



## 蓄電池の型番登録について

蓄電池の型番登録の受付は、みらいエコ住宅2026事業事務局では行いません。  
一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）にて、ZEH支援事業の一環として、登録の受付を行っております。  
下記、ホームページをご確認ください。

- 蓄電システム 製品登録公募について

<https://zehweb.jp/registration/electricity/public.html>





みらいエコ住宅  
2026事業

## 建材・設備ごとの型番登録申請書類 ⑦

エアコン

詳細は後日公表予定





みらいエコ住宅  
2026事業

## 建材・設備ごとの型番登録申請書類 ⑧

### 第1種換気設備

詳細は後日公表予定





みらいエコ住宅  
2026事業

# 資 料



後日公表予定



後日公表予定



後日公表予定

第1回	受付開始	2026年 2月 20日
	締め切り	2026年 3月 2日 13:00まで
	HP公表	2026年 3月 18日 予定
第2回	受付開始	2026年 3月 19日 10:00から
	締め切り	2026年 3月 31日 13:00まで
	HP公表	2026年 4月 17日 予定
第3回	受付開始	2026年 4月 20日 10:00から
	締め切り	2026年 5月 1日 13:00まで
	HP公表	2026年 5月 29日 予定
第4回	受付開始	2026年 6月 1日 10:00から
	締め切り	2026年 6月 11日 13:00まで
	HP公表	2026年 6月 30日 予定
第5回	受付開始	2026年 7月 1日 10:00から
	締め切り	2026年 7月 10日 13:00まで
	HP公表	2026年 7月 31日 予定

※第6回以降のスケジュールは、今後、ホームページにて公表する予定です。